保険 保険料納付済額確認書を送ります

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、確定申告等で社会保険料控除の対象となります。昨年1年間に普通徴収で納付した保険料の確認書を1月下旬に送ります。

なお、特別徴収(年金天引き)された保険料は日本年金機構から送られる年金の源泉徴収票(下記記事参照)でご確認ください。また、障害年金や遺族年金から特別徴収されている人は、源泉徴収票が送られませんので、必要な人は各担当に保険料納付済額確認書の申請をしてください。

普通徴収分と特別徴収分を合計した確認書が必要な人も、各担当に申請してください。

問 (国民健康保険・後期高齢者医療)医療保険課 ☎892-0121
(介護保険)高齢介護課 ☎893-6400

募集

福祉 登録手話通訳者募集

令和2年度に活動する人を募集します。登録に際し、次のとおり判定試験を行います。

日時　次のうち市が指定した日時で1時間程度
一次試験(読み取り通訳実技と筆記試験)
▷1/17(金)17:00～21:00
▷1/18(土)9:30～12:30、13:00～17:00
※試験日時通知の際に筆記試験問題を配布します。試験当日に提出してください。
二次試験(聞き取り通訳実技と面接)
▷2/14(金)17:00～21:00
▷2/15(土)10:00～12:00、13:00～17:00
場所　ゆうゆうセンター3階　団体共用ルーム1
申込　申込書(障がい福祉課で配布)に必要事項を記入し、1/9(木)〈必着〉までに持参・郵送で障がい福祉課　〒576-0034　天野が原町5-5-1
問 障がい福祉課 ☎893-6400

くらし 同居・近居促進事業補助金制度

市内に住む親世帯との同居・近居を目的とした住宅の購入・改修に対し補助金を支給しています。

対象　次の要件全てを満たす人(申請時時点)
①平成31年4/1～令和2年3/31に市外から市内への転入(住民票異動)をしている
②親世帯が市内に5年以上居住している
③子世帯が転入する前に1年以上市外に居住しており、中学生以下の子どもがいる
④子世帯または親世帯が市内に所有するもので、子世帯が居住するためにいずれかの名義で所有権保存登記または所有権移転登記をしている
⑤住宅の購入・改修が平成28年4月1日以降の契約である
⑥建築基準法やその他法令に基づき適性に建築された住宅である
補助額　上限20万円
※制度の詳細はお問い合わせください。
問 都市計画課 ☎892-0121

くらし 中古住宅流通促進・リフォーム等補助金

1年以上市外に居住している人が、市内の中古住宅を購入し、新たに転入する人を応援する制度です。

※同居・近居促進事業補助金と併用はできません。
対象　平成31年4/1以降の売買契約で一定の中古住宅を購入し、市内に転入した人
補助額　10万円(転居時にその住宅をリフォーム等した場合は＋5万円。市内業者でその施工をした場合は更に＋5万円)
※最大20万円
問 都市計画課 ☎892-0121

税・保険・年金

年金 源泉徴収票を送ります

国民年金・厚生年金等のうち、老齢を支給事由とする年金を受けている人に、1月下旬に送ります。

源泉徴収票には、昨年1年間に受けた年金額・源泉徴収された所得税額や介護保険料等が記載されていますので、確定申告の際に添付してください。

紛失や未着、2枚以上必要な場合は年金証書・印鑑・本人確認できる写真付き証明を持参の上、お近くの年金事務所で交付申請をしてください。

なお、障害年金・遺族年金等は課税対象外のため源泉徴収票は送られません。
問 枚方年金事務所 ☎846-5011

教育 就学援助制度の小学校入学準備金

新小学1年生の保護者(就学援助認定者)を対象に、入学前の3月に支給しています。「小学校入学準備金」を受給した場合は、翌年度に「新入学学用品費」は受給できません。

対象　新小学1年生の保護者のうち、2/3(月)時点の就学援助認定者
支給額　新小学1年生1人あたり5万600円
※申請は就学通知書と一緒に送られる案内をご覧ください。また、すでに兄・姉が就学援助制度の認定を受けている場合も新たに申請が必要です。
問 学校管理課 ☎810-8011

教育 市奨学金貸付の申請受付

経済的理由で高校・大学等への就学が困難な人に学費の一部貸付制度を設けています。

※借家・持ち家別の所得制限があります。
対象　市内に居住の上で住民票を有し、学校教育法に規定する学校に進学または就学中の本人(保護者ではありません)
必要書類
▷普通奨学金貸付申請書(学校管理課で配布)
▷合格通知書
▷住民票(世帯全員・全部事項記載分)
▷令和元年度(平成30年分)所得証明書(世帯員で扶養に入っていない18歳以上の人全員分)
▷世帯が保護者名義の借家(賃貸)に居住の場合、賃貸契約書や家賃決定通知書(府営住宅)等、所在地、貸主、借主、家賃の記載がある書類の写し
※借家証明の提出がない場合は持ち家基準での審査になります。
▷ひとり親家庭の世帯は、それが分かる書類の写し(ひとり親家庭医療証や児童扶養手当証書等)
貸付額
▷高校・高専・支援学校高等部等:在学中年間4万円(特別貸付6万円)
▷大学・短大等:在学中年間6万円(特別貸付9万円)
※特別貸付は、令和2年度に高校・大学に進学する人が申請できます。
申請期限　3/31(火)
返還　在籍学校卒業後、奨学生自身による償還(おおむね高校生は月5,000円、大学生は月1万5,000円程度)
※奨学生が卒業後更に進学する場合、その在籍期間中は返還猶予となります。別途申請・証明が必要です。
申込・問 学校管理課 ☎810-8011

notice

お知らせ

制度・業務

子育て 児童扶養手当

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳になってから最初の3/31までの児童または一定の障がいがある場合は20歳未満の児童)を養育する母、監護し、かつ生計を同じくする父、または父母以外で児童を養育する人に支給されます。受給資格がなくなったときは、すぐに届け出をしてください。

※公的年金給付との調整や所得、要件などの制限があります。
※1月の定例払いは1/10(金)です。
問 子育て支援課 ☎893-6406

子育て 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

児童扶養手当の受給者(支給停止者を除く)のうち、未婚のひとり親の人に、臨時・特別の措置として給付金が支給されます。まだ申請をしていない人は期限までに申請してください。

対象　次の要件全てを満たす人
①交野市から令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
②令和元年10/31現在で、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない
③令和元年10/31現在で、事実婚をしていない、または事実婚の相手方の生死が明らかでない
支給額　1万7,500円(1回限り)
必要書類　戸籍謄本、認印ほか
申込・問 2/3(月)までに子育て支援課 ☎893-6406

福祉 重度障がい者医療助成

対象　次のいずれかに該当する人
①身体障がい者手帳1・2級を持っている
②療育手帳Aを持っている
③療育手帳B1と身体障がい者手帳3～6級を持っている
④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている
⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する
※所得制限があります。助成開始は申請月から。
申込・問 障がい福祉課 ☎893-6400